

人間文化研究機構事務連絡協議会作業部会設置要項

平成16年6月11日
事務局 長 決 定
平成29年4月21日改正
平成30年6月 4日改正
令和 6年7月29日改正

1. 目的

この要項は、「機構事務連絡協議会設置要項」第4に基づき、事務連絡協議会の下に置く作業部会（以下「部会」という。）の組織・運営等について、必要な事項を定める。

2. 部会の業務

事務連絡協議会において、管理運営上の諸課題について事務局長の要請により検討を行う。

3. 部会の種類及び検討内容

- (1) 総務部会 法規その他の部会に属さない事項について検討を行う。
- (2) 人事部会 人事関係業務及び共済関係業務について検討を行う。
- (3) 研究協力部会 研究協力業務について検討を行う。
- (4) 財務会計部会 予算決算関係業務、経理関係業務、契約関係業務及び財務・経営分析業務について検討を行う。
- (5) 広報・情報部会 広報・情報関係業務（情報セキュリティの検討を含む）について検討を行う。
- (6) 施設部会 施設マネジメントについて検討を行う。

4. 部会の組織

- (1) 各部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 部会長を置き、部会長は、各機関の管理部長の中から事務局長が指名する者をもって充てる。
 - 二 副部会長を置き、副部会長は、部会構成員の中から部会長が指名する者をもって充てる。ただし、副部会長は、広報・情報部会にあつては2名、それ以外の作業部会にあつては1名とする。
 - 三 部会構成員を置き、部会構成員は、各部会長からの依頼により、部会の検討内容を所掌する本部及び機関の職員の中から、当該管理部長（本部にあつては事務局長）が推薦する者をもって充てる。
- (2) 部会長が必要と認めるときは、部会に部会構成員以外の職員の出席を求めることができる。
- (3) 部会長又は副部会長は、部会の検討状況及び結果を事務連絡協議会に報告する。
- (4) 部会長に事故等があるときは、副部会長がその職務を代行する。

5. その他

部会長又は副部会長が必要と認める場合は、機構以外の者に意見を求めることができる。この際の旅費は本部事務局が負担する。

附 則

この要項は、平成16年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月29日から施行する。